

「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」についてのコメント

平素よりお世話になっております。

標記の件で、以下のコメントを送付させて頂ければと思います。

コメント1：

「・・・本実務対応報告も現物出資による場合を想定している。」ということですが、直接、株式化させるのではなく、「転換社債型新株予約権付社債」、「新株予約権付社債」、「新株予約権」等を一旦、引き受ける場合について、どのように取り扱うかについては、今後、別の機会に言及されるのでしょうか。

コメント2：

また、債務の株式化と同時に債務者が逆に債権者に対して所有していた債権も消滅させる前提である場合、例えば、銀行が預け入れられている預金と貸出金との代わりに株式を所有することとなる場合、甲が乙に対する買掛金と貸出金との代わりに乙が発行する株式を所有することとなる場合等、債務者が逆に債権者に対して所有していた債権が経済的にbootのような役割をなしている場合、どのように処理をするのが適当なのか、言及して頂ければと思います。

コメント3：

連結決算上の親子間で当該取引が行われた場合(親：債権者、子：債務者、とします)、  
「債務者が財務的に困難な場合に行われるデット・エクイティ・スワップを対象とする」  
ですから、親が一旦、自らの単体の決算上、債務の株式化で損(益)を計上していた場合、連結決算上で、当該損益をどの様に取り扱うか(債務者側の処理が私の知る限りはっきりしていないので、この様な質問をさせて頂いております、連結決算上では、当該取引で損益を生じることは無い、よって、損益の消去を念頭に、債権者、債務者の処理は表裏で整合性が保たれたものであるべきと個人的には考えます)。

以上